

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 金 崎 祐 太	所属庁・官職 札幌地方裁判所 判事補	派遣先 英国 リーズ大学
提 出 書 面 平成26年8月28日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月1日～同月28日） 同年8月1日～3日 移動等 同年8月4日～28日 リーズ大学においてサマースクールを受講		
キーワード欄 ・ リーズ大学においてサマースクールを受講 ・ 英国の司法制度の研究 ・ 学生登録, 国民保険サービス登録等		

平成26年8月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・リーズ大学)

札幌地方裁判所 判事補 金 崎 祐 太

報告書簡 (第1回)

平成26年8月1日～同月28日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 リーズ大学におけるサマースクールの受講

1 講義内容

現在受講しているサマースクールは、大学院での研究に必要な英語を身に付けることを目的とするものである。各講義は、論文作成方法に関する講義、生徒間の議論、レポートの作成、プレゼンテーション等で構成されている。講義全体としては、研究を行う上での基礎的な知識（盗用の禁止、論文の形式等）を習得させることに主眼が置かれているようであり、英語教育という側面は重視されていないように思われる。

講義は、各自の専攻ごとに分けられたクラスで行うものと、専攻とは無関係のクラスで行うもの（レポート作成のための講師との面談が主である。）の2種類に大別されるが、専攻ごとに分けられたクラスであっても、各専攻に関する講義が行われるわけではない（法律に関係する講義はない。）。

講師は博士課程の生徒が多く、熱意や技量にばらつきがある。講師間の連絡はうまくいっていないようであり、指示が途中で変わることもしばしば見られ、指示内容について講師とメールのやり取りをせざるを得ないことも多い。

以上のように、講義内容等については改善の余地があるように思われるが、

研究の前提として語学力の向上を図るに当たり、英語のみを使用する環境に身を置くことは何物にも代え難いものであり、非常に有益な経験であると感じている。

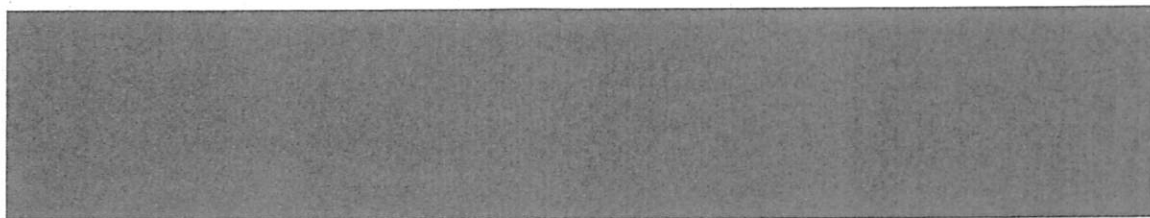
2 レポート作成

サマースクールの最終レポートは各自の専攻に関するテーマを選ぶこととされている。この点については、イングランド及びウェールズの民事訴訟に関連するテーマを選択する予定である。

第2 英国の司法制度の研究

上記第1の2記載のレポート作成に関し、英国（特にイングランド及びウェールズ）の司法制度に関する複数の文献を参照しているが、近年の司法制度改革（最高裁判所の設立等の組織再編、1998年人権法の成立等）の適否、影響等に関する議論が活発にされている点が注意を引く。これらの議論においては、コストを削減しつつ裁判の質を維持するか、事務量を抑制しつつ司法へのアクセスしやすさを維持するか、当事者主義と職権主義をそれぞれの程度採用すべきかなど（Mallison, K. & Moules, R. 'The Legal System'. 2010. New York. Oxford University Press.），我が国と共通の問題意識を持ちながらも、各制度が我が国とは異なった形で調和を見せている点が興味深い。この点は、制度の背景にある英国の歴史や社会の在り方にも関係する問題であり、今後、さらなる研究を行う必要を感じている。

第3 生活面



以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡(第2回)

氏 名	所属庁・官職	派遣先
金 崎 祐 太	札幌地方裁判所 判事補	英国 リーズ大学
提 出 書 面		
平成26年9月29日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月29日～同年9月29日）		
同年8月29日～同年9月12日	リーズ大学においてサマースクールを受講	
同年9月22日～同月29日	リーズ大学において研究	
キーワード欄		
・ リーズ大学においてサマースクールを受講 ・ ・ スコットランドの独立投票 ・ リーズ大学における講義の開始		

平成26年9月29日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・リーズ大学)

札幌地方裁判所 判事補 金 崎 祐 太

報告書簡 (第2回)

平成26年8月29日～同年9月29日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 リーズ大学におけるサマースクールの受講 (平成26年9月12日まで)

サマースクールにおいて、リスニングテスト、レポートの作成(「イングランドとフランスにおける判例の役割の比較について」)及び同レポートに基づくプレゼンテーションを行い、修了の認定を受けた。

第2

第3 スコットランドの独立投票 (平成26年9月18日)

英国では、特に9月以降、スコットランドの独立投票が主要な関心事となっていた。議論としては、独立賛成派が自己決定の利益を強調するのに対し、反対派が経済への悪影響を主張し、最終的に、独立が経済に与える影響の程度が主要な争点となっていたように思われる。この点について、反対派が国民保険サービス及び通貨の利用可能性、資源埋蔵量の不確実性等を重点的に主張していたのに対し、賛成派は、独立をしても北欧諸国と同等の経済水準を維持することができるなどと反論していた(公開討論において、賛成派を代表するスコ

ットランド首相が、独立した場合の平均所得は日本よりも高くなる、1960年以降に独立した国家で独立を維持できなかった国はないなどと主張していたのが印象的であった。)。

なお、英国の人々の間では、イングランドとスコットランドは別個の共同体であるという意識が強いようであり、国家の一体性を理由として独立に反対する議論は見られなかった(報道では、独立を離婚に例えたり、チェコスロバキアの分離と比較したりするなどしていた。)。

与野党は、投票直前に更なる自治権の委譲を約束していたが、独立否決後は議論が一気に下火になったように感じられる(報道はほぼ皆無になった。)。

第4 講義の開始(平成26年9月22日以降)

1 オリエンテーション及び導入講義

コースの開始に当たり、各種のオリエンテーションに参加したほか、(1) イングランドの法制度、(2) 判例及び法律の読み方、(3) 英国の国制に関する各導入講義を受けた。特に判例を読むのに苦労していたため、この点に関する講義は有益であった。

2 科目の履修登録

リーズ大学の法律学修士課程(国際商取引コース)において修士号を取得するためには、1年間で180単位を取得する必要がある。具体的には、必修科目である研究の方法論に関する講義(15単位)及び修士論文(60単位)のほか、選択科目(各15単位)を7つ履修する必要がある。履修登録は1年間分(全2学期)をまとめて行うこととされており、1学期の履修科目として、イングランド会社法、イングランド破産法及び国際商取引法(主にウィーン売買条約を扱う)を、2学期の履修科目として、同会社法応用、国際コーポレートガバナンス(会社役員の実務に関する英米法の規律とドイツ及び日本法の規律との比較等を行う)、国際取引の信用と安全に関する法律(主にUCC及びUNCITRALを扱う)及びイングランド環境法を登録した。履修を予定し

ていた抵触法が本年度は開講されなかったのは残念であるが、希望していた科目は概ね登録することができた。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
金 崎 祐 太	札幌地方裁判所 判事補	英国 リーズ大学
提 出 書 面		
平成26年10月29日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月30日～同年10月29日）		
同年9月30日～同年10月29日 リーズ大学において研究		
キーワード欄		
・ 講義の開始 ・ 経営者保証と有限責任		

平成26年10月29日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・リーズ大学)

札幌地方裁判所 判事補 金 崎 祐 太

報告書簡（第3回）

平成26年9月30日～同年10月29日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 講義の開始

会社法、破産法、国際商取引法等の講義が開始された。講義内容のうち最も関心を持った点は下記第2のとおりである。

第2 経営者保証と有限責任

- 1 会社の経営者が会社の債務を保証することは、英国においても広く行われているようであるが、英国においては、その適切性が疑問とされることはなく、むしろ、有限責任をどこまで維持すべきかが問題となるなど、異なった角度から議論がされているようである。英国における議論の状況は、概ね以下のとおりである。

会社の有限責任を肯定すると、事業の成功による利益は株主が取得するのに対し、事業の失敗によって一定以上の損失が発生した場合には、債権者がその損失を負担するといういびつな状況が生じる。このようないびつさにもかかわらず有限責任が認められたのは、当初想定されていた鉄道建設等の大規模事業において、個人の投資を促進し、安定した株式市場を形成するためには有限責任を導入せざるを得ないと考えられたことによる。さらに、近年は、小規模な

会社にも当てはまる根拠として、会社と個人の財産を分離することで、双方の債権者による監視の費用を下げるという点が重視されている。

もつとも、有限責任を認めることで、会社による不法行為の被害者等に不利益が生じ得ることも否定できず、また、会社と株主との間（特にグループ企業間）で不公平な財産の移転が行われるといった種々の問題点も生じている。

そこで、(1) 最低資本金制度等によって株式会社の規制を強化した上で、遵守できない会社は無限責任とすべきとする見解や、(2) 特定の債権者（不法行為の債権者等）については有限責任を否定すべきとする見解など、強行法規によって有限責任を制限すべきとする見解が主張されているが、現時点では、(3) 現行の制度のとおり、有限責任を初期設定の規定（任意法規）とし、上記問題点は債権者の自助に委ね、債権者が自力で無限責任を導入することで対処する（交渉力がある債権者は担保を設定し、交渉力がない債権者は保険等で対処する）のが効率的であるとする見解が最も有力なようである。

以上のとおり、英国においては、経営者保証を含む債権者の自助は、有限責任の導入による債権者への損失の移転に対抗する手段として、積極的な評価を与えられているように思われる。

- 2 これに対し、わが国の「経営者保証に関するガイドライン」は、経営者保証の合理性を検討する理由として、経営者保証は思い切った事業展開や早期の事業再生を阻害する要因ともなり得るとしているが、英国においては、これらの根拠は債権者への損失の移転を十分に正当化するものとは考えられていないようである。

以上の議論については、社会的事実によっても左右されるため評価が困難な面もあるが、有限責任への批判のほか、有限責任を契約によって排除し得る任意法規とする見方などは、わが国における議論の方向性を検討する上でも参考になるものと思われる。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 金 崎 祐 太	所属庁・官職 札幌地方裁判所 判事補	派遣先 英国 リーズ大学
提 出 書 面 平成26年12月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月30日～同年12月1日） 同年10月30日～同年12月1日 リーズ大学において研究		
キーワード欄 ・講義への出席 ・株主による訴訟について ・破産手続の管理者について ・レポートの提出		

平成26年12月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・リーズ大学)

札幌地方裁判所 判事補 金 崎 祐 太

報告書簡（第4回）

平成26年10月30日～同年12月1日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 講義への出席

引き続き、会社法、破産法、国際商取引法等の講義を受けた。講義内容のうち関心を持った点は下記第2のとおりである。

第2 関心を持った点

1 株主による訴訟について

英国においては、個々の株主が取締役の義務違反等を争う手段として、(1) 株主代表訴訟 (Derivative Action), (2) 不公正な侵害 (Unfair Prejudice), (3) 会社の強制解散 (Winding Up on Just and Equitable Grounds) 等の制度が設けられている。

株主代表訴訟 ((1)) は、わが国と同じく、株主が会社を代表して訴えを提起するものであるが、判例法上の訴訟要件が厳格であったことについて批判があり、2006年会社法によって要件が拡張された(2006年会社法260条ないし265条)。もっとも、依然として裁判所の裁量は大きく、今後どの程度活用されるかは不透明な状況にあるとのことである。

これに対し、不公正な侵害 ((2)) は、わが国とは方法を異にする救済手段で

あり、個々の株主において、会社の行為が株主の利益を不公正に侵害するものであることを主張して、各種決議の取消し等を経ることなく救済を受けることを認めるものである。救済手段についての裁判所の裁量は大きく、会社の行為の制限、定款変更につき裁判所の許可の義務付け、原告の株式の買取り等を命じることができる。（同法994条ないし996条）

当初、株主の利益侵害に対する救済手段としては、会社の強制解散（(3)）のみが認められていたが、その効果の重大性ゆえに制度の柔軟な利用が困難であったため、効果を緩和する形で前記(2)の制度が立法化されたものである。その結果、現在では前記(2)の訴えが利用されることが多いようである（なお、会社の強制解散は、1986年破産法122条1項gに規定されているが、現在でも支払不能状態の有無を問わず利用され得るものである。）。

2 破産手続の管理者について

英国においては、わが国、米国、ドイツ等と異なり、弁護士ではなく主に会計士が倒産手続の管理を行っている。これは、倒産手続を管理するためには会計書類の理解が必要不可欠であるから、手続は原則として会計士に委ねるのが適切であり、法律問題が生じた場合はその都度弁護士に相談すれば足りるという考え方に基づくもののようである。

英国の会計士に関しては、国家資格等は存在しないものの、1986年破産法において、破産手続を扱う会計士には、5年間の実務経験及び業界団体への加入、損害保険の締結等が求められるほか、利害関係人において、会計士に対する不服を加入業界団体及び国家機関によって申告し得るといった制度が設けられており、その業務の適切さが担保されているようである。

第3 レポートの提出（科目名：法律研究技術）

英国最高裁において、本年7月、代理人が職務に関連して受け取った賄賂につき本人が衡平法上の所有権を有するか（擬制信託が成立するか）という点に関して判例変更を行った事件（成立肯定）につきレポートを提出した。 以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
金 崎 祐 太	札幌地方裁判所 判事補	英国 リーズ大学
提 出 書 面		
平成26年12月25日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月2日～同月25日）		
同年12月2日～同年12月25日 リーズ大学において研究		
キーワード欄		
・ 講義への出席 ・ 意思表示の解釈について		

平成26年12月25日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・リーズ大学)

札幌地方裁判所 判事補 金 崎 祐 太

報告書簡（第5回）

平成26年12月2日～同年12月25日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 講義への出席

引き続き、会社法、破産法、国際商取引法等の講義を受け、1学期の講義が終了した。講義内容等のうち関心を持った点は下記第2のとおりである。

第2 意思表示の解釈について

わが国において、意思表示の解釈については、「法律行為の内容を確定する（法律行為の解釈）に当っては、個人の内心の意思を離れてその表示の有する客観的の意義を判断し、かつその判断に当っては、条理に重大な役を努めさせなければならない」（我妻栄「新訂民法総則（民法講義Ⅰ）」〔270〕）、
「往々にして、表意者のかくれた真意（内心的効果意思）を探求することが、法律行為解釈の任務のように考えられることがある。しかし、これは誤った個人意思自治の思想に膠着して、意思表示が専ら表示行為を解してなされるものであることを忘れた考である。」（同〔285〕）、黙示と明示の意思表示は
「表示行為のもつ表示価値の大小による相対的な区別であるが、わが民法では、これを区別する実益がない」（同〔272〕）などとして、明示であると黙示であるとを問わず、表示行為を客観的に解釈すべきとする見解が一般的である

ように思われる。

英国においても、明示の意思表示の解釈については、「裁判所は、契約を公平又は合理的にするために新たな条項を付け加えることはできず、文書が意味するところを判断し得るにすぎない。しかし、ここでいう意味とは、当事者が意図したであろうことと必ずしも一致するものではなく、その文書が（文書の名宛人が利用し得た背景知識を有している）合理的な人間に対して伝えたであろうことをい」い、裁判所は文書の「客観的な意義」（いずれもベリーズ司法長官対ベリーズテレコム事件〔2009年〕）を判断すべきとされている。これに対し、黙示の意思表示については、従来、「取引の実効性」テスト（黙示の条項がないとすると契約が無意味にならないか）と「お節介な傍観者」テスト（お節介な傍観者に「こういうことが起きたらどうするんだ？」と聞かれた場合、両当事者が「もちろんこうするよ！」と答えたか）というテストが用いられており、両者の関係性等については争いがあるものの、少なくとも後者のテストが当事者の内心の意思を対象とすることには争いがなかった。

この点については、上記区別には理由がないとの議論が起こり、枢密院司法委員会（イギリス連邦諸国からの上訴等を受ける機関で、ほとんどの事件を現役の最高裁判事が担当する。その判決は、英国内の裁判所に対する法的拘束力はないものの、多くは従われる。）も、上記事件において、黙示の意思表示においても、判断対象は文書の客観的な意義である旨判示した。

しかしながら、上記判決に対しては、明示的条項の解釈と沈黙の解釈は質的に異なる、明確なテストがなくなることで法的安定性が失われるなどといった批判があり、裁判所の動向もいまだに定まっていないようである。

しかしながら、明示と黙示の意思表示の解釈が質的に同一の作業であることは否定し得ず、黙示の意思表示についてのみ主観的な基準を用いることは、客観的であるべき解釈作業の中に異質な判断対象を導入するものとして、正当化しようがないように思われる。今後の議論の展開が待たれる。 以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
金 崎 祐 太	札幌地方裁判所 判事補	英国 リーズ大学
提 出 書 面		
平成27年1月26日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月26日～平成27年1月26日）		
平成26年12月26日～平成27年1月26日 リーズ大学において研究		
キーワード欄		
・学期末レポートの作成 ・優先的破産債権について		

平成27年1月26日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・リーズ大学)

札幌地方裁判所 判事補 金 崎 祐 太

報告書簡 (第6回)

平成26年12月26日～平成27年1月26日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 学期末レポートの作成

学期末レポート4通を作成した(平成27年1月22日締切り)。

第2 優先的破産債権について

1 英国の破産手続においては、(1) 固定担保権者(fixed charge creditors)、(2) 手続費用(手続開始後の契約によって生じた債務を含む。)、(3) 優先債権者(preferential creditors)、(4) 浮動担保権者(floating charge creditors)、(5) 一般債権者の順に債権の満足が図られる。

2 このうち、固定担保権((1))は、会社関係で多用される、特定の財産に対する担保権であり、わが国でいう別除権に類似した取扱いがされている。

これに対し、浮動担保権((4))は、不特定の財産(通常は将来財産も含む総財産)に対する担保権であり、主に銀行が担保権者となるようである(なお、基本的に会社以外は設定できない。)。浮動担保権については、もともと担保権という性質から優先的な取扱いがされていたが、債権者間の不公平などを理由として、2度の法改正を経て優先債権((3))に劣後することになった。

3 手続費用((2))は、随時弁済が認められる債権であって、わが国の財団債権

に類似している（我が国と比べ、種類はかなり限定されている。）。

これに対し、優先債権（(3)）は随時弁済が認められておらず、わが国の優先的破産債権に類する扱いがされている。この優先債権については、19世紀以降、租税債権と労働債権がその中心を占めていたが、租税債権については、他の債権に優先させる理由がないから廃止すべきという立法調査委員会（1982年）の勧告を受け、段階的に廃止された（2002年に全廃）。これに対し、労働債権については、他の債権者（小規模な取引債権者、不法行為債権者、消費者債権者等）と比較して労働者のみを優先する理由は乏しく、労働者保護は労働法制に委ねた上で優先性は否定すべきとの勧告がされたものの、依然として法改正はされていない。この点については、労働者の保護は、破産債権者ではなく社会全体が負担して実現すべきといった議論もされており、注目に値する（学説は、優先性を否定すべきという見解で一致しているようである。）。

優先債権については、フランス、スペイン等においては従来の制度が維持されているものの、英国、アメリカ等の英米法系諸国ではこれを制限する方向での法改正がされており（特に租税債権）、ドイツ、オーストリア等では全て廃止されたとのことである。わが国においても、立法論を検討するに当たり、各国の今後の動向に注意を払っていく必要があるものと思われる。

- 4 なお、法改正によって租税債権の優先性が否定された際、前記1の順序でいくと浮動担保権者（(4)）への分配額が増えるはずであるが、そもそも担保権という法制度自体が適切かという根源的な議論があることを受け（経済学的見地及び法的見地の両面から批判がされている。経済学的見地からは、そもそも担保権という制度が社会的コストを増大させないか、担保権を否定した方が資源を効率的に分配できるのではないかという疑問が呈され、法的見地からは、債権者間の不公平を正当化するだけの根拠があるが問題とされている。）、浮動担保権者に対する分配予定額の10%を一般債権者（(5)）に対する配当の原資にするという立法が併せてされたことは実に興味深い。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 金 崎 祐 太	所属庁・官職 札幌地方裁判所 判事補	派遣先 英国 リーズ大学
提 出 書 面 平成27年2月27日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月26日～平成27年2月27日） 平成27年1月26日～平成27年2月27日 リーズ大学において研究		
キーワード欄 ・ 2学期の開始 ・ 英国の担保制度 ・ 意思表示の解釈の方法論		

平成27年2月27日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・リーズ大学)

札幌地方裁判所 判事補 金 崎 祐 太

報告書簡 (第7回)

平成27年1月26日～平成27年2月27日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 2学期の開始

平成27年1月26日から2学期が開始し、会社法発展、担保法、国際企業統治及び国際投資法を履修している。

第2 英国の担保制度

英国とわが国の担保制度には種々の相違点があるが、大きな違いの一つとして、英国の担保権については物権法定主義という概念がなく、新たな担保権が当事者によって作出され、内容が変化してきたという点が挙げられるように思われる(特に、固定担保権 [fixed charge] 及び浮動担保権 [floating charge] については、銀行等が導入した新たな契約条項の効力を裁判所が判断するという形で判例法が発展しており、判例は現在でも流動的な状況にある。))。

その結果、担保権の定義等が不明確であって、判決が出るまでどの担保権が設定されているのか分からない事案もあり、被担保債権の信用性評価に支障を来すといった問題点が生じているが、他の債権者等の利益も考慮する必要があるとされ(担保権の種類によって優先劣後関係が異なる。)、従来の柔軟な制度が維持されているようである。数多くの問題が関連し合っているため、制

度の当否を評価することは困難ではあるが、少なくとも、わが国とは全く異なる制度が特に大きな支障なく運営されていることは興味深い。

第3 意思表示の解釈の方法論

英国の判決においては、意思表示をどのように解釈すべきかについて、詳細な議論がされている。

英国の裁判所は、伝統的に、当事者の予測可能性を重視し、契約の文言の通常の意味によって判断すべきである（契約文書以外のものは一切考慮しない）という立場をとっていたため、ときに不合理又は不公平な契約内容を認定しているという批判があった。この点について、裁判所の解釈は次第に緩やかになり、1998年の貴族院判決（Investors Compensation Scheme Ltd v West Bromwich Building Society）は、(1) 意思表示の解釈は、合理的な人間が当事者の立場に立った場合に契約文言をどのように受け止めるかを判断するものである、(2) その判断においては、合理的な人間がその文言を理解するのに影響し得る全ての事実を考慮すべきである、(3) もっとも、当事者間の事前交渉等に関する事実は排除すべきである（最終的な合意内容を判断すべきというのがその理由であるが、この点については上記(2)との整合性に関して強い批判がある。）、(4) 契約の文言に関しては、言葉の辞書的な意味ではなく、それが当該契約に関する背景知識のある合理的な人間にとって何を意味するかを判断すべきである、(5) 正式な文書で書き間違いがあったという主張は常識からして簡単には受け入れられないが、裁判官において、それでもやはり間違いがあったに違いないと考える場合には、文言から離れることも妨げないなどと判示し、従来よりも幅広い解釈の余地を認めたとされている。

英国の解釈基準は、現在でも、わが国より文言を尊重する傾向が若干強いように感じられ（予測可能性の重視が根底にあるように思われる。）、事案によっては結論を異にする場合もあり得るように思われるが、方法論としては参考になるものと思われる。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 金 崎 祐 太	所属庁・官職 札幌地方裁判所 判事補	派遣先 英国 リーズ大学
提 出 書 面 平成27年3月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月28日～同年3月30日） 平成27年2月28日～同年3月30日 リーズ大学において研究		
キーワード欄 ・ 2学期の講義及び修士論文の作成 ・ 過失不法行為における因果関係について		

平成27年3月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・リーズ大学)

札幌地方裁判所 判事補 金 崎 祐 太

報告書簡（第8回）

平成27年2月28日～同年3月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第1 2学期の講義及び修士論文の作成

引き続き、2学期の講義を受けているほか、並行して修士論文の準備をしている。修士論文は、リーズ大学においては、学生が提出した複数のテーマ案の中から大学側が最も適切であると判断したものを承認するという制度になっている。同論文のテーマとして、意思表示の解釈論（契約法）、不法行為における因果関係及び損害賠償の範囲（不法行為法）等を提案したところ、不法行為法関係のテーマ案が承認され、それに基づき指導教官の割当てが行われた（XXXXXXXXXX）。平成27年3月に指導教官との第1回の面談を行った後、現在は、論文のテーマをより具体的なものとする作業を行っている（同年4月中に第2回の面談を予定しており、その際に進行について再度協議する予定である。）。

第2 過失不法行為における因果関係について

- 1 英国においては、過失不法行為における因果関係について、事実的因果関係と法律的因果関係に分けて議論がされている。前者においては、「これなければあれなし」のテストが原則となり、どのような場合にどのような要件で例外

を認めるかという点が議論されている（共同不法行為における緩和等）。

- 2 医療過誤においても因果関係が問題となることが多いが、なかでも説明義務違反及び「機会の喪失」論については議論が多い。

説明義務違反に関し、貴族院は、(1) 医師がルンバール手術に際して1ないし2%の確率で発生する合併症の説明を怠った、(2) 同手術によって同合併症が発生した、(3) 適切な説明がされていた場合はセカンドオピニオンを待って別の日に手術が行われていた、(4) 別の日に手術が行われていた場合には後遺障害が発生する確率は非常に低かったと認められた事案において、3対2で因果関係を肯定した（チェスター対アフシャー事件〔2005年〕）。

この判決は、一般的に、「あればこれなし」のテストに関連する判例として扱われているが、多数派の中でも、従来のテストを修正して因果関係を認めるべきとする判決（[redacted]）のほか、説明義務が履行されていれば手術が別の日に行われた以上「あればこれなし」という点には問題がないとする判決（[redacted]）もあり、因果関係をどのように捉えているかは必ずしも明確ではない。少数派の[redacted]は、説明義務の履行の有無と合併症の危険性は無関係である点を強調しており、これは行為の危険性が結果に影響したか否かを問題にするものとも解される。この点に関する判例はいまだに流動的とされ、引き続き判例法の発展を注視する必要がある。

また、「機会の喪失」事案（わが国では相当程度の可能性の侵害が問題となる事案に近い。英国では便宜的に因果関係の問題として議論されている。）に関し、貴族院は、被告が直ちに手術を行っていたら25%の可能性で後遺障害が発生しなかったと認められた事案（ホットソン対イーストバークシャーヘルスオーソリティー事件〔1987年〕）及び被告の過失によって生存可能性が17%低下したと認められた事案（グレッグ対スコット事件〔2005年〕）において、「機会の喪失」に関する主張を否定した。この点についても、反対意見が増加しているところであり、引き続いての研究を要する。 以上